

住宅用火災警報器の取扱いについて（お知らせとお願い）

住宅用火災警報器の交換を進めています

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知すると、警報音を鳴らして火災の発生を知らせてくれる機器です。UR都市機構では消防法の改正により、火災感知器やスプリンクラー設備が設置されていない住宅に対して、平成18年度末より5年間で設置を完了しています。設置後10年を経過した住宅用火災警報器は、事前にお知らせの上、順次交換工事を進めております。今回は、住宅用火災警報器のお手入れや取扱い方法について、ご紹介いたします。住宅用火災警報器が正常に動作するためには、日頃のお手入れが必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

日頃のお手入れと作動確認 ※詳しくは、取扱説明書をお読みください。

1 住宅用火災警報器が汚れたら

煙感知部(煙流入口)にホコリがたまると誤動作を起こす場合がありますので、定期的にホコリなどは取り除き、表面の汚れは家庭用中性洗剤を浸して十分絞った布で軽くふき取ってください。ベンジンやシンナー等の有機溶剤は絶対に使用しないでください。



また、水洗いは故障の原因となりますのでおやめください。

注意

本体周囲にある煙流入口は煙を感知する重要な部分です。ふさいだり、傷を付けたりしますと火災警報器の機能を発揮できません。掃除のときは、十分注意してください。物をぶつかけたり、分解したりしないでください。

火災以外でも、住宅用火災警報器は次のような場合に鳴ってしまうことがあります。その場合は、原因を取り除き、室内の換気をするか、引きひもを引く、又はボタンを押し警報音を止めてください。

- 煙感知部にホコリや虫が入ったとき
- スプレー式殺虫剤、ヘアスプレーなどが直接かかったとき
- たばこの煙を警報器に吹きかけたとき
- 調理の煙や湯気などが警報器にかかったとき
- 燻煙式殺虫剤などの煙を発生させたとき

※特に燻煙式殺虫剤を使用するときは、警報が鳴ってしまう恐れがありますので、煙を感知しないように、あらかじめ住宅用火災警報器をビニール袋等で覆っておきます。作業が終了したら、忘れずにビニール袋等を取り除いてください。

2 定期的に作動確認をしましょう

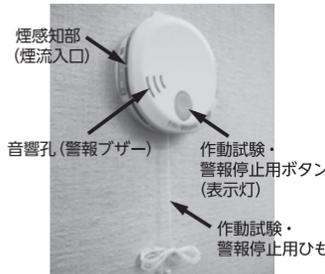
1カ月に一度を目安として、住宅用火災警報器本体から下がっている引きひもを引く、またはボタンを押すことにより作動確認を行いましょう。長期間家を留守にしたときも作動確認をしましょう。

作動確認方法

- (1) 引きひもを引く、又はボタンを押します。
- (2) 警報音が「ピー、ピー、ピー」と鳴り、表示灯が点滅することを確認します。
- (3) 警報音が鳴り、表示灯が点滅すれば正常です。この場合、警報音は数秒後に自動停止します。

※警報音は、メーカーにより異なり、同一メーカーでも交換前後で異なります。詳しくは、取扱説明書をお読みください。なお、作動確認をしても警報が鳴らない場合や突然警報が鳴ってしまう場合には、管理サービス事務所もしくはお住まいの団地を管轄する住まいセンター等へご連絡をお願いいたします。

<住宅用火災警報器の一例>



注意

タバコやライター等の裸火で試験すると、故障の原因となりますのでおやめください。

未設置の住宅、居室について

火災感知器やスプリンクラー設備が設置されておらず、ご自宅の居室等に住宅用火災警報器が設置されていない場合は、管理サービス事務所もしくはお住まいの団地を管轄する住まいセンター等へご連絡をお願いいたします。

URが賃貸住宅以外の事業を行っているってご存じでしたか？

UR都市機構は60年以上にわたるまちづくりの経験を生かし、東日本大震災の発災直後から被災地の復旧・復興支援に取り組んできました。発災から12年、今も復興に向けて歩みを進める被災地を、まちづくりの面から全力で支援しています。

津波被災地域(岩手県・宮城県・福島県)

■URが整備した復興市街地の面積

1,314ha

津波の被害を受けた市街地を整備し、災害に強く安全なまちづくりを行いました(令和3年度全受託業務が完了)。

復興市街地整備のうち土地区画整理事業については計画面積の約6割をURが支援(※)



※ R3.6.22復興庁公表「住まいの復興工程表」(令和3年3月末現在)、各県HP及びUR調べをもとに作成



宮城県女川町 中心部地区

■URが建設した災害公営住宅の戸数

5,932戸

住まいを失われた方、避難を余儀なくされている方のための災害公営住宅を建設しました(令和2年度全戸引渡し完了)。

岩手県・宮城県の市町村(※)が整備する公営住宅戸数は、全体の約4割をURが建設



※ 仙台市を除く



岩手県大槌町 大ケロー丁目町営住宅

原子力災害被災地域(福島県)

■URが整備中の復興市街地の面積

216ha(※)

まちづくりの計画段階から実際の拠点の整備まで支援を行っています。

※うち67haは整備完了済み(令和5年4月時点)



福島県双葉町 双葉駅西側地区(駅周辺)

■建築工事の技術支援

自治体为新庁舎や交流・商業施設などを建築する際、設計や工事の発注手続きなどの技術支援を行っています。



福島県大熊町役場の新庁舎

■地域再生支援

持続可能な地域社会の再生に向け、町の関係人口の拡大を目指したソフト支援を行っています。



福島県大熊町に設置しているKUMA・PRE

～社会課題を、超えていく。～

URは様々な社会課題を解決すべく事業に取り組んでいます。URの各取り組みについては、公式noteで紹介しています。下記URLまたは右記の二次元コードからぜひご覧ください。
<https://ur-toshikikou-gov.note.jp/>

